様式第8号(第7条関係)

分担金徴収延期決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　印

　このことについて、八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

　八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則別表第2の基準に該当する・しないので、徴収延期・却下します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 事業名 | 　 |
| 2 | 分担金額 | 　 |
| 3 | 申請年度 | 　 |

　備考

　　徴収延期を受けた事由が消滅したときは、その旨を遅滞なく届け出てください。

　(教示)

　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます。

　ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。